

令和2年11月 第5回佐々町議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和2年11月17日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和2年11月17日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（9名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
2	浜野 亘 君	3	永田 勝美 君	4	長谷川 忠 君
5	阿部 豊 君	6	永安 文男 君	7	橋本 義雄 君
8	平田 康範 君	9	淡田 邦夫 君	10	川副 善敬 君

5. 欠席議員（1名）

議席番号	氏 名
1	須藤 敏規 君

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛 君	副 町 長	中村 義治 君	教 育 長	黒川 雅孝 君
総 務 理 事 兼 事 業 理 事	松本 孝雄 君	総 務 課 長	山本 勝憲 君	企画財政課長	藤永 大治 君
産業経済課長	藤永 尊生 君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本 典子 君	議会事務局書記	濱野 聡 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 委員会報告

1 総務厚生委員会

(1) 所管事務調査

① 条例等について

② その他緊急を要する事案について

2 産業建設文教委員会

(1) 所管事務調査

① 観光・商工について

日程第4 議案第92号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件

日程第5 議案第93号 令和2年度 佐々町一般会計補正予算（第6号）

閉会

9. 審議の経過

(10時00分 開会)

— 開会 —

議長（川副 善敬 君）

ただ今から、令和2年11月第5回佐々町議会臨時会を開会します。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

皆様おはようございます。本日、令和2年11月佐々町議会の第5回の臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

案件につきましては、職員の給与に関する条例等の一部改正の件、令和2年度の佐々町一般会計補正予算（第6号）の2件でございますが、どうぞ御審議をいただきまして、御承認をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単措辞でございますけど、開会にあたりましての御挨拶に代えてさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

— 開議 —

議長（川副 善敬 君）

本日、1番、須藤敏規君から病気療養のため欠席届が提出されております。よって本日の出席議員は9名出席です。

これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議長（川副 善敬 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、3番、永田勝美君、4番、長谷川忠君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議長（川副 善敬 君）

日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期については配付しております議事日程表のとおり、11月17日、本日1日間にしたしたいと思います。

日程について説明を行います。

初めに委員会報告です。1番目に、総務厚生委員会所管事務調査の報告を、2番目に産業建

設文教委員会所管事務調査の報告を、それぞれ委員会委員長からお願いします。

次に、議案第92号から議案第93号までの2議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

お諮りをします。本臨時会の会期は、11月17日、本日1日間に決定することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は11月17日、本日1日間に決定しました。

— 日程第3 委員会報告 —

議長 (川副 善敬 君)

日程第3、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。

6番。

(総務厚生委員長 登壇)

6番 (永安 文男 君)

総務厚生委員会所管事務調査の報告をいたします。令和2年11月13日金曜日午前9時から佐々町役場3階第1会議室で所管事務調査を行いました。

内容は、条例について、職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、人事院の勧告に従ったなかで、給与条例の改正を行うもので、ボーナスの期末手当の支給率を0.05月減額と改定するもので、一般職については、令和2年度12月分で0.05月減額、令和3年度は6月分と12月分でそれぞれ0.025月ずつ減額して、4.45月とするものです。議会議員、町長、副町長、教育長の特別職についても、期末手当を0.05月減額し、3.35月とするというものです。

次に、その他緊急を要する事案についてですが、新型コロナウイルス感染症の影響に係る緊急対策支援策について、今回対策事業の経済対策として、プレミアム付き商品券事業の2次販売を計画している。目的として、経済活動縮小の影響で売上げが減少した町内事業者を支援するために発行したプレミアム商品券を追加販売し、地域経済の活性化を行うというものです。商品券は1セット5,000円を4,000円で販売、25%のプレミアム価格で一時販売と同じ商品券を増刷して販売する。町内在住者、又は町内事業所に勤務している方に1人につき10セットまで購入できる。

今後のスケジュールとしては、11月18日、広報周知、12月1日に申請書付き宣伝チラシを町内会全世帯に配布、12月12日に販売開始と商品券の使用がスタートする。商品券使用終了と1時販売と同じく1月31日を予定しているといった事業計画の説明を受けました。

これについて委員会からは、消費者のことを考え、使用期間を長くとること、商品券の使用終了を年度末くらいまで延ばす、売り出し期間を余裕を持ったほうがよくないかといった質疑があり、町長からは、年末年始で使っていただくことで、集中的に売上げが上がり、活性化するのではないかということ考えたということです。使用期間については、十分検討させていただきたいとの答弁があり、期限を延ばすことを考えるということでもとめました。

以上、概要の報告でしたが、詳しくは御手元の総務厚生委員会報告を御覧いただきたいと思
います。これで総務厚生委員会の報告を終わります。

(総務厚生委員長 降壇)

議 長 (川副 善敬 君)

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。
2番。

(産業建設文教委員長 登壇)

2 番 (浜野 亘 君)

昨日、令和2年11月16日月曜日に産業建設文教委員会を開催しましたので、その概要を報告
いたします。

本日の臨時会では、観光商工について報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に係る緊急対応支援策として、現在実施していますが、売
上げが減少した町内事業者を支援するために発行していますプレミアム付き商品券の第2次
販売をすることで、更なる地域経済の活性化を図りたいとのことです。

内容は、プレミアム率25%と、第1次販売と同様に、5,000円の商品券を4,000円で、12月12
日から3万セット販売いたします。今回は一人につき10セットまで購入できるようにし、町民
のほか、町内事業者にも勤務の方にも販売したいとの説明がありました。

それから、先ほど総務厚生委員長からありましたように、総務厚生委員からも指摘があった、
有効期限は来年2月末日まで延長を考えたいとのことでした。委員からは、資料説明について、
現在販売している第1次の状況を最初に報告すべきではないか、販売実績表はないのかとの指
摘があり、52.6%が現在購入していただいております、事業所からは、約80%の店舗が換金をされ
ています。後ほど販売実績表は提出をさせていただきたい。

状況として、購入済みの方より、追加の販売はされないかとの意見が多くあり、今回、第2
次販売を計画したとのことでした。

また、プレミアム率はいいが、4,000円の販売単価について分析をされたのかとの確認があり、
近隣市町を参考にしていますが、確かに1セット4,000円は高いと感じる方がおられるかもし
れないと思います。分析はしていないとのことでした。

更に、プレミアム付き商品券の現在の販売状況は約53%で、今後どのようにされるのかの確
認があり、最近の売れ行きが良くないので、再度PRに努めて、売れ残った場合は、来年の適
切な時期に検討して、委員会に処分方法を説明したいとのことでした。

最後に、農業を含む事業者に対する追加の支援を考えているのかの確認があり、国が、第3
次の新型コロナの影響に対して支援をするように言われているので、本町も実施をしたいのと
ことです。

以上で、産業建設文教委員会報告を終わります。

(産業建設文教委員長 降壇)

議 長 (川副 善敬 君)

委員長からの報告が終わりました。

以上で、日程第3、委員会報告を終わります。

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第4 議案第92号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件 —

議長（川副 善敬 君）

日程第4、議案第92号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町長（古庄 剛 君）

（議案第92号 朗読）

中身につきましては、総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

それでは、すいません。まず、資料のほうからお願いいたします。

職員の給与に関する条例等の一部改正についてということで、給与改定のほうでございますけど、国の人事院勧告が10月7日に発令されておまして、これボーナスに関係するものでございますけど、閣議決定が11月6日となっております。

人事院勧告につきましては、50人以上の事業所に調査を行いまして、民間の支給状況と、いわゆる国家公務員の支給状況の比較を行うものでございます。

民間給与の調査結果ということで、民間のボーナス支給割合が4.46月、現在、国家公務員、我々も地方公務員も一緒ですけど、4.5月と、本町も4.5月となっておりますので、この分で0.05月の差があるということで今回勧告が出されております。

下のほうに書いてございますとおり、長崎県人事委員会勧告、人事委員会の勧告のほうは、10月21日にこちらのほうも出されておまして、県内の状況としましては、すいません、146事業所に調査されまして、4.44月、これも、約0.05月の差があるということで勧告が出されております。

今回の内容でございますが、期末手当、一般職につきましては、令和2年度分、こちら6月分はもう既に支給しておりますので、1.3月になりますが、12月分で、先ほど言いました0.05月を減額いたしまして、1.25月勤勉手当につきましては変わっておりません。それで全体の4.5月を4.45月という形で改正するものでございます。

また、令和3年度につきましては、0.05月減額になっておりますが、それを6月と12月の2回の支給になっておりますので、0.025月、各々減額いたしまして、令和3年度の6月の支給割合が1.275月、12月が1.275月という形で改正するものでございます。

2番目の特別職でございますが、こちら、現在、年間で3.4月、期末手当のほうでございますが、これも0.05月引き下げまして、令和2年度につきましては、6月は既に支給されておりますので、12月、これを1.65月、令和3年度につきましては、0.05月を0.025月ずつ引き下げまして、6月を1.675、12月を1.675月、年間で3.35月とするものでございます。

なお、月例給につきましては、人事院勧告等もあっておりませんので、人事院の引下げがあつておりませんので、勧告がなされておらず、人事院報告という形で10月28日にされております。

影響額につきましては、資料のとおり下に書いておりますけど、特別職につきましては28万円の減額。一般職、これ、正規と非正規、会計年度任用職員も含めた額でございますが、約300万円の減額という形になっております。

裏面のほうに、過去の人事院勧告の状況ということでなっておりますが、ボーナスの引下げにつきましては、平成22年度に行われた以来の引下げとなっておりますのでございます。

それでは、すいません、議案のほうをお願いします。1ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、職員の給与に関する条例(昭和46年佐々町条例第1号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

第1条のほうが一般職の改定になっております。1条の部分が、本年、令和2年度の12月の期末手当のほうを0.05月引き下げる条文でございます。

2ページをお願いいたします。

こちら令和2年度の町長、副町長の期末手当のほうの率を0.05月引き下げるものでございます。

3条、すいません、朗読を忘れまして。第2条、町長及び副町長の給与に関する条例(昭和31年佐々町条例第12号)の一部を次のように改正する。

内容につきましては、条項等の改正等につきましては割愛させていただきます。朗読を割愛させていただきます。

第3条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年佐々町条例第20号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらにつきましては朗読を割愛させていただきます。これは、令和2年度分の教育長の期末手当の支給率を改正するものでございます。

4ページをお願いいたします。

第4条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年佐々町条例第18号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては朗読を割愛させていただきます。これは議員さんの令和2年度分の期末手当の支給割合を0.05月引き下げるものでございます。

5ページをお願いいたします。

第5条、職員の給与に関する条例(昭和46年佐々町条例第1号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。こちらについては朗読を割愛させていただきます。これは、一般職、令和3年度以降の部分を、6月と12月、各々0.025月引き下げまして、100分の127.5という形でするものでございます。

6ページ、お願いいたします。

第6条、町長及び副町長の給与に関する条例(昭和31年佐々町条例第12号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等については朗読を割愛させていただきます。これは町長、副町長の令和3年度以降の期末手当の改正部分の条項でございます。

7ページ。第7条、佐々町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年佐々町条例第20号)の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては朗読を割愛させていただきます。これは教育長の3年度以降

の改正の部分でございます。

最後のページになります。

第8条、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年佐々町条例第18号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等につきましては朗読を割愛します。議員さんの令和3年度以降の期末手当の額を改正するものでございます。

附則。施行期日。この条例は公布の日から施行する。ただし、第5条、第6条、第7条及び第8条の規定は、令和3年4月1日から施行するとなっております。

以上でございますが、付け加えまして、組合との協議のほうは11月9日に行っておりまして、妥結しておりますことを御報告させていただきます。それと予算につきましては、今回は減額措置ということで、12月の補正予算にあわせて改正するというので補正を考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議 長（川副 善敬 君）

これから質疑を行います。

5番。

5 番（阿部 豊 君）

人事院勧告の勧告に基づいた手当の支給率の減額改正ということで理解はするものでございますが、特に減額改定ということなので、これまで申し上げてきたことを本会議のほうで確認をさせていただきたいと思っております。

職員の手当においては、基本給としての給料のほか、各職員の生活実態及び勤務条件の違い等を考慮して各種手当を支給、おおむね人事院勧告のとおり、国と同じ内容になっているというふうに理解をしております。

しかしながら、本町は、委員会で申し上げましたが、住民の方もちょっと御存じないという点もあられると思っておりますので、本会議であえて聞かせていただきます。

特殊勤務手当というのがあります。著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に、その勤務の特殊性に基づき支給する、この制度がありますが、本町は、現状、条例があつて、不支給という実態になっているというふうに理解しております。県内での不支給は佐々町のみということなのか。また、県内のその給与関係のですね、県及び関係団体から、不適切との指摘は今までなかったのかという点を確認をしておきたい。

議 長（川副 善敬 君）

総務課長。

総務課長（山本 勝憲 君）

特殊勤務手当につきましては、再三議員のほうからも御指摘いただきまして、本年度中に改定のほうを考えておりまして、また、県のほうの給与制度の状況ということで、県のほうからも、国の特殊勤務手当に準じたなかでの改正をお願いしたいということで助言をいただいているところでございます。

また、うちの状況といたしましてですね、特殊勤務手当が10手当ございます。そのうち国に準じた手当という部分が4手当あるという形で思っております。

国の手当につきましては、全部でたしか27だったと思うんですが、そのなかで、全然うちの業務に携わらない、関係ない手当というのもございます。そうですね、すいません、ちょっと

資料が見つからないんですが、そういうことでありますので、再三指摘いただいておりますので、その部分については、県からも指導いただいておりますので、特殊勤務手当の見直しにつきましては、進めていこうという形で考えておるところでございます。

なお、県内におきましてもですね、全体で130、すいません、21市町で、全体で131、トータルですね。ですから、平均すれば6ぐらいの手当が、6じゃないですね、10ぐらいの手当があるのかなと思いますけど、その中で国以外の手当が87あるということで、ほかの自治体につきましても、この辺につきましては指導が、指導というか助言が入るところでございます。

ですから、何度も申しましたとおり、特殊勤務手当につきましては、今年中に見直しを進めながら、内部的な調整を図りたいということで担当課としては思っているところでございます。よろしく願いいたします。

すいません、不支給の状況でございますが、こちらのほうとしては、まだ把握しておりませんので、そこも含めて、検討させていただきたいと思っております。

議 長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

特に今回の手当は減額ということでやむない状況も理解はします。とはいえ、国と同様の制度がありながら、これを不支給であるというのは、いかんせん、おかしい状態と申さざるを得ません。

特に、私が申し上げてるのはですね、国の制度を全て該当するということではないと、それは理解しております。ただ、業務がですね、同様の部分については、当然しかるべく給付があるべきであり、特にですね、これまで、行旅死亡人の対応とかありました。こういった部分については、特殊勤務手当に該当するわけですね。現状も、コロナという課題を抱えております。防疫等々の対応にあたる現場の職員に対しては、それは認められた部分があると思うんですよ。そういったのを早く整備をしてですね、安心して勤務に従事できるような体制をつくるのは求められる形ではないかというふうに理解します。

これまでですね、私は2期8年目、もう終盤です。これまでこの問題は、ずっと問題提起してきております。しかしながらなかなか懸案事項で解決しておらず、現状に至る。棚ざらしになっている感が否めないというふうに認識しますので、先ほど総務課長が申されました、今年度中に解決をしたい、おっしゃられましたので期待をして質疑を終わりたいと思います。

議 長（川副 善敬 君）

質疑ありませんか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第92号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

— 日程第5 議案第93号 令和2年度 佐々町一般会計補正予算(第6号) —

議長(川副 善敬 君)

日程第5、議案第93号 令和2年度佐々町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町長(古庄 剛 君)

(議案第93号 朗読)

中身につきましては、企画財政課長をもって説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長(川副 善敬 君)

企画財政課長。

企画財政課長(藤永 大治 君)

それでは1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。18款繰入金、補正額3,371万円。計18億9,173万6,000円。1項基金繰入金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額3,371万円。計96億5,298万3,000円。

歳出。7款商工費、補正額3,371万円。計2億3,496万1,000円。1項商工費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額、3,371万円。計96億5,298万3,000円。

2ページ目の歳入歳出補正予算事項別明細書。1、総括につきましては割愛をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業としまして、プレミアム付き商品券事業の2次販売にかかる事業費を、追加計上を行っております。その財源としまして、財政調整基金の取崩しをあわせて計上を行っているところでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長(川副 善敬 君)

産業経済課長。

産業経済課長(藤永 尊生 君)

今回のプレミアム付商品券につきましては、予算のほうを歳出のほう、7款の商工費、8目のプレミアム付商品券事業費において計上させていただいております。

内容につきましては、添付しております資料につきまして説明のほうをさせていただきたいと思っております。

プレミアム付商品券事業の2次販売になりますが、目的としまして、新型コロナウイルス感染症拡大による経済活動縮小の影響で、売上げが減少しました町内事業者を支援するために発行しましたプレミアム付商品券、こちらを追加販売することで、更なる地域経済の活性化を行うというものでございます。

事業運営につきましては、前回と同じく佐々町商工会のほうへ業務委託という形になります。

事業概要になりますが、商品券につきましては、1セット5,000円を4,000円で販売をするものでございまして、今回3万セットのほうを準備いたしまして、完売をすれば終了というふうになるものと考えております。

購入方法につきましては、町内在住者、又は、町内事業所に勤務する方に、1人につき10セットまでを購入可能というものになります。

販売方法になりますが、購入時におきまして、申請書を提出していただきまして、販売を行うというものでございます。

販売箇所につきましては、特設会場のほうを2日間設置予定としまして、後につきましては商工会の事務局という形を考えております。

それと使用可能店舗につきましては、プレミアム付商品券の登録事業者、こちらが11月5日現在でございまして、133店舗、こちらが現在使える店舗ということになります。

それと事業規模のほうになります。プレミアム額が3万セットを用意いたしますので、1,000円のプレミアムになりますので、3,000万円と事業委託料につきまして、335万円、その他事務費としまして36万円、合計としまして、3,371万円になります。

スケジュールになりますが、まず周知のほうを行う必要がございますので、ホームページ、データ放送のほうで行いまして、11月30日、こちらで申請書付きの宣伝はがきというのを各世帯のほうへ、各世帯及び事業所のほうへ送付するという形になります。12月1日には、広報紙等の配布のほうで、チラシのほうを町内全世帯のほうに配布するというものになります。それと、12月12日からの商品券の販売を開始ということにいたしますが、12月12日、13日、こちら両日で特設会場を設置いたしまして、販売を行うという形で考えております。それと令和3年1月29日、こちらで商品券の販売の終了という形を考えておりますが、こちらは1次販売の分と同じという形にしております。それで、2月28日、こちらで商品券の使用の終了というふうにしております。

次のページのほうをお願いいたします。

現在のプレミアム付商品券の販売状況になりますが、こちら8月1日から11月13日までの数値になりますが、一番下段のほうになります。合計のほうで説明させていただきます。

商品券の販売のセット数が1万5,948冊で、金額を単価5,000円として算出した数字になりますが、7,974万円になります。それで販売率としまして、53.2%というふうになります。それで、一方で換金のほうにつきましては、13万7,926枚が換金されてまして、金額に換算しますと、6,896万3,000円になります。それで換金率につきましては、86.5%となっております。

現状につきましては、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 (川副 善敬 君)

これから質疑を行います。

3番。

3 番 (永田 勝美 君)

今回プレミアム付商品券の販売についてですね、販売については、1月末ということですが、

商品券の使用終了が2月末ということになります。そうすると、第1次で販売された商品券の使用終了も同じなのかですね。第1次の商品券と第2次の商品券というのは、要するに、何ていうか、物が違うのか、先ほどの話でいうと増刷するという話だったんですが、要するに商品券に区別がつくのかということが1点です。

それから、今回の産業建設文教委員会の報告の中でもありましたけれども、いわゆる今、コロナがですね、第3波の流行というふうに言われていて、様々な影響というのもまだ続いている、なかなか回復のめどが十分立たないというような状況の中で、政府も第三次補正もですね、考えるというようなことを言っていますけれども、そういうなかで、当面ですね、この年度末っていいですか、この冬、年度末に向けてですね、町として検討されている支援策等があればですね、御紹介いただければというふうに思いますがいかがでしょうか。

議 長（川副 善敬 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

御質問いただきました第1次の販売の分につきましては、一応、区分という形は、現在まだ行おうような形で考えておりますけれども、今回の2次販売の状況、12月12日、13日、こちらの販売状況を見まして、どうかという形の判断はさせていただきたいというふうに考えております。12月中の販売の、失礼しました、1次の分の販売の状況につきましては、現在低迷している部分がございますが、12月につきましては、やはり年末の使用が多いという形を考えますと、販売のほうも上がってくるんじゃないかというのも見えますので、そのほうを見ながら検討していきたいというふうに考えておりますが、やはり、この今回の2次販売の分と同じような形も考えていかなければならないというふうには考えております。

以上です。

失礼しました。有効期限につきましても、2次の分の販売と1次の販売という形は同じにしていかないといけないというふうにも考えているところでございます。まだ状況を見るという形でしていきたいというふうに思っています。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどのコロナ対策ということで、今、永田議員がおっしゃるように第3波ということで、大変苦慮しているっていうことでございます。

しかし、今度国のほうで第三次補正というのを考えられている報道は見ていますけど、中身についてどうなっているのか、ちょっとまだ分からないわけでございますけど、現在ですね、今年度までどうするのかっていうのは、佐々町の町のまだ協議の中では話は出てないわけでございます。やはりこういうことで先ほど、きのうも産業建設文教委員会でも、農業に対する手だてっていうのもありましたしですね、やはりこういう経済の活性化っていうのはやらなきゃならないと思っていますので、やはり今後、庁内協議で、政策会議でですね、よく話し合いながら、どうするののかというのはいかなきゃならないと思っていますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
3番。

3 番（永田 勝美 君）

一つ目の質問の、いわゆる1次販売の分と2次販売の分と基本的に区別なしに使うということとで理解したいというふうに思います。

それといわゆるコロナ対策の支援の問題とですね、もう一つ、是非、町民の間ではやはり、検査に対するですね、やはり要望というのは非常に高まっております、様々に大きな規制がない中で、やはり感染が集中している地域への行き来がですね、往来が、それぞれだんだん出てきております。そういう中で、やはりどうしても検査をですね、心配だからどうしても帰ってきたら検査を受けたいとかですね、あるいは事前に検査を受けていきたいという、そういう御要望あるわけですが、検査費用は大変高いということがありまして、そういったものに対する支援というのもですね、是非検討の中に入れていただければということですね、申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

繰入金で、財政調整基金の繰入金のほうで財源を充当されているみたいですが、これはもう、一般財源で全て行うというような認識でよろしのでしょうか。補助とかそういった部分はないというふうなことなのでしょうか。確認をまずしておきたいと。

議長（川副 善敬 君）

企画財政課長。

企画財政課長（藤永 大治 君）

現時点では、国の臨時交付金というのが、さきの9月議会のほうで計上を行い、第2次まで含めて計上を行っておりますので、今回のこの補正予算につきましては、財政調整基金の繰入金で対応をしたいと考えております。

それから、今後の執行状況に応じては、財源の組替えというのも、この臨時交付金をこのプレミアム商品券に充当するというこの財源の組替えも今後は出てこようかと考えております。

以上です。

議長（川副 善敬 君）

5番。

5 番（阿部 豊 君）

であればですよ、悪いことと申し上げてるわけじゃないんですけど、戦略と戦術が見えないと思うんですよ。1次が5セットで53%ですよ、2次が10セット。通常であればですよ、第1次販売好評につき第2次販売を実施しますと、予算の許す限りというのが通常あるべき姿なのにですよ、1次よりも倍が2次、それで、期間も短い、いかがなものかなと。何かこう、お粗末だなというふうにしかなじません。事業自体はですね、悪いものとは思いませんが、戦術がちょっと読みが浅かったのかなと。

これで、結局ですよ、今度の補正の10セット、3万セットというのは、1次販売で買われた方が1万5,948セットということは、5セットで割り戻すと3,189人ということで、おおむね

3,200人ほど、この方々に販売するというような認識にしかないのかなど。全ての町民の方が使いやすくというような狙いではないのかなというふうにしか感じ得ませんでしたので、当初より、なぜそこまで読めなかったのかなというところが非常に残念でなりません。その戦略戦術がどうだったのかというのをお答えしていただければ、ちょっと腑に落ちない点がありますので、通常であればですよ、やっぱりこう、10セット販売しました、もう完売して、住民の方に大好評で、予算の許す限りで第2弾を、若干半分ですけどもしますよってというのが、何かストーンとくるんですけど。何か逆になってるんですよ。その戦術が、私はちょっと腑に落ちないもので、そのところを確認しておきたいと。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

阿部議員がおっしゃったように、戦術がちょっと悪かったかどうかちょっと分からないわけでございますけど、やはり前のプレミアムを出したときに、ずっと並んで、やはり全部売ったわけでございますけど、今度の場合は世帯にですね、割当てたわけですね、5セットっていうことで、一番真っ先がですね、当初が。なぜかっていうと、ものすごく売り切れて、好評だったら困るもんですから、やはり限定して、全部の世帯に要望があればいくよということ、1世帯に5セットということを書いてもらってきて、ちゃんとこれを出していただければ5セットあげますよ、売りますよということをしとったんです。

しかしながら、やはり、たくさんやっぱり買わない人も出てきたわけですね、このコロナ禍であり、いや自分たちのところはいらぬとか、やはり経済的な事情もたくさんあると思います、いろんなことですね、それはもう大変申し訳なかったと思うんですけど、町としてはそういうことを考えて、やはり皆さん方に平等に売ろうということが真っ先考えたわけです。そういうことで5セットということ、世帯は限定してしたわけですね。

今度はある程度の、やはり佐々町に勤務された方、希望された方が、今度はいいですよということやったわけです。確かに、真っ先逆転しとるかも分からんわけですけど、一応そういうことで我々は平等にということを考えてもんですからこうなったっていうことで、確かに言われるように、失敗かも分かりませんが、町としては、やはり皆さん方にですね、税金を使うわけですから、平等にいきたいということ考えてやったということでございますので、御理解をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
5番。

5 番（阿部 豊 君）

否定してるわけじゃないんですけど、私を感じたのはですね、当初のやつが53%しか売れなかったというのはですね、それだけ町内の住民の方々は経済的に疲弊してるんじゃないかというのを感じました。であれば、低所得者の方々、これ結局ですよ、プレミアム、25%のプレミアムですから、他の自治体からすれば、非常にいい、評判も良かったというのは耳にしています。とはいえ53%しか、なかなか販売ができなかったというのは、住民の方々、それだけ経済的に疲弊してるんじゃないかなというのを私は感じた次第です。

だから、何らかの戦略戦術を再度こう、ほかの施策もですね、考えていただければ有り難いというふうに感じます。

共に、最後に確認なんですけど、よく耳にするのがですね、まず、私も微力ながら商店活性

化でちょっと回ったりするんですけど、一番言われるのはですね、なかなか職員の方々ですね、今まで御来店いただいていたのにいただけないと、町として、その職員の方々に自粛を求められているのかどうかを最後に確認をしておきたい。

職員の方々が来ていただいてですね、職員の方々のお客さんですよ、地域商店はですね。なかなかぎわってたってところがですね、全く職員の方々が来店いただけないというふうなことも耳にして、そこが痛いですねということも耳にするんですよ。だから、町として、町長のほうから職員にそういった自粛がかけられてるのかなというのを最後に確認をしておきたい。

議 長（川副 善敬 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

私は自粛をしてくださいとは言っていないんですけど、やはり職員の方々もですね、やはり自分たちが行って、いろんなことでコロナっていいですか、そういうかかったときに、やっぱり自分たちも困るんじゃないかということで、そういうことで考えておられるんじゃないかと思っています。私のほうが自粛せろってのは今のところ全部職員には言っていません。

ただ、全体的に今第三次でございますので、やはり公務員として、自分たちとして、やはり自粛するのがってということで、職員の方々もそういうことでいかしておられるんじゃないかと思っています。

確かに阿部議員がおっしゃったとおり、やはり、疲弊してるから結局売れなかったということもありますので、やはり買う、今度のまたこれ商品券でですね、皆さん買っていただければ、買える人は買っていただいて、やはり消費をしてもらえばですね、町内でですね、少しでも効果があるんじゃないかと、我々思っていますので、どうぞ御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（川副 善敬 君）
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論を終わります。

これから採決を行います。議案第93号 令和2年度佐々町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決しました。

以上で、本臨時会の会議に付された案件は全て終了しました。

閉会にあたり、町長の御挨拶をお受けいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中に御提案を申しあげました議案に対しまして、慎重審議をいただきまして、適切にご決定をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染症につきましては、現在全国的に新規感染者が増加しているということで、感染者数が、国内では1,700人規模ということで、これまでの一番多くなっているところでございます。北海道、東京、それから、大阪などの感染が急速に拡大しているということで、第3波を思わせるということで考えております。

県内でもですね、15日から251件の感染者が確認されたということで、やはり新型コロナウイルス対策にやはり町としましても終息にですね、長期間にわたって、やはり考えなければならぬと思いますし、感染症の拡大防止に努めなければならないんじゃないかと考えているわけでございます。

議員の皆様、住民の皆様にはですね、引き続き、これまで同様にですね、三つの密を避ける、マスクを付けるように、それから、こまめに手洗いをするというなどを徹底しながらですね、新しい生活様式を取り入れながら、徹底した感染防止対策をやっていただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。町民の皆様には、御理解と御協力を賜りますようによろしくお願ひ申し上げまして、簡単措辞でございますけど、閉会にあたりまして、お礼の言葉に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議 長 (川副 善敬 君)

私から一言お礼申し上げます。

本臨時会の議案第92号と93号ともに、新型コロナウイルスの流行拡大に伴う案件でございます。92号の給与に関する条例の改正においては、コロナの影響によって、民間企業の給与、賞与の影響によるもので、非常に、質疑ありましたとおり、各地の経済が打撃を受けておるという状況でございます。一部伸びている企業もありますが、多くがコロナの影響を受けて、経済に影響を受けているということでございます。その調査を基本にした改定でございます。

93号においては、プレミアム券の発行ということで、町長が申しましたように、地元佐々町の消費が伸び、特に飲食、伸びるように、そして、また特に飲食業、小売業など商店街の売上げの確保が課題になってきておるということでございます。

このプレミアム商品券の発行によりまして、地元の商工業が少し元気づくように期待しておりますところでございます。

また、政府においても、感染防止のために、自治体が飲食店の営業時間の短縮を要請する場合には、国が財政支援をする方針を、きょう、きのう発表して、きょう新聞で読んだ次第でございます。1か月当たりに20万から30万の給付金を予定をしておるということで、地方創生臨時交付金から500億円の枠を活用するということでございました。これだけやはり対策をうたなければ、非常に経済が回らないということだろうと思います。

1日も早い、国内感染の終息を願ひ、地元が、また明るく活性化のある町になることを期待しております。

以上で、令和2年11月第5回佐々町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

(10時54分 閉会)